

令和6年5月24日

第11回村上市農業委員会会議録

第11回村上市農業委員会総会を令和6年5月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	11番	板垣栄一
12番	船山寛	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

8番	稲葉浩之	17番	佐藤健吉
----	------	-----	------

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋
事務局 次長	中村
事務局 副参事	園部
事務局 副参事	近藤

高橋局長

それでは、ただいまから第11回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は2名です。佐藤健吉委員と稲葉委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委

員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第11回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号2番、大野委員、議席番号3番、菅原委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今月は3件となっております。まず初めに、番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、784平米、申請事由といたしましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、327平米、申請事由といたしましては、申請地は住宅に囲まれており、出入りする道も幅員が約1メートルと狭いため、30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、〇〇〇〇、土地3筆、合計で1,162平米、申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらいかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今月は、贈与2件、売買が1件、合わせて3件でございます。

それでは、贈与案件、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積168平米、契約の種別は所有権の移転、贈与、譲渡人の農地処分によりまして、所有地に隣接する同集落の譲受人に贈与をするものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、畑1筆、地積合計154平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらにつきましても、譲渡人の農地処分によりまして、所有地に隣接する同集落の譲受人に贈与をするものでございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積397平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明(省略)

以上で場所の説明を終わります。説明した3件については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

ただいまの議案第1号について質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明を願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今日は3件となっております。

番号1、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、親子の関係になっております。土地1筆、501平米、転用目的、住宅建築敷地、契約、使用貸借、農地区分は第3種農地でございます。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が立ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建て1棟、建築面積45.54平米、カーポート1棟、建築面積45平米となっております。

続きまして、下段、番号2、貸人、〇〇〇〇、借人、同じく〇〇〇〇、こちら親子関係となっております。土地につきましては1筆、135平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。木造2階建て1棟、建築面積77.42平米、全体計画といたしまして279平米となっております。農地135平米に隣接する雑種地144平米、合わせて279平米で計画しておるところでございます。

続きまして、番号3の案件となります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、111平米、転用目的は駐車場敷地となっております。契約の種別は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび事業拡大のため同集落内に支店を置くことにしたが、来客用の駐車場が新たに必要となり、申請地を転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地です。駐車場3台分となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について報告を願います。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

農業委員4番、高橋です。農地法第5条申請の議案番号1番につきまして、5月13日に現地調査を実施しましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に荒川支所において、農業委員3名、推進委員2名、事務局から中村次長、荒川支所からは鈴木主査が出席し、申請内容について説明を受けた後、現地に移動して確認を行

いました。現地では、申請人で貸人の〇〇〇〇立会いの下、申請内容について確認を行いました。貸人の子供の〇〇〇〇は、このたび住宅を建築するに当たり、地元の荒川地域で土地を探していたところ、父親が所有する土地が条件に合ったことから転用申請するとのことでした。申請地の周囲には荒川支所や荒川地区公民館、荒川中学校などの公共施設があり、住宅が立ち並ぶ地域にある農地です。道路には上下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画しており、敷地内の雨水排水につきましては既設の道路側溝へ接続するとのことでありました。以上のことから、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

石山会長

次に、議案番号2番について報告を願ひます。

5番、遠山委員。

遠山和孝委員

農業委員5番、遠山です。農地法第5条申請の議案番号2番につきまして、5月9日現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日午前9時に神林支所において、農業委員4名、最適化推進委員1名、事務局からは中村次長が出席いたしました。事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動し、確認を行いました。現地では、代理人の〇〇〇〇立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび住宅の建築を計画するに当たり、現在住んでいる地域で土地を探していたとのことでした。家族が所有する土地が条件に合ったことから転用申請するとのことでした。申請地は集落内に位置する農地で、隣接する農地は貸人である家族の所有する農地のみで、ほかにはございません。汚水処理等につきましては、道路に上下水道管が埋設されているとのことから、そこへの取付けを計画しております。また、敷地内の雨水排水につきましては道路側溝へ接続するとのことでありました。以上、現地調査の結果から、地域としては委員全員で許可すべきとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

石山会長

次に、議案番号3番について調査報告をお願ひします。

12番、船山委員。

船山 寛委員

12番、船山です。14日午前9時に現地へ私と佐藤委員と集まり、中村次長から説明を受けました。この件については譲渡人が、財産処分し、県外へ出るため、家屋敷も全部処分しています。今回については私と佐藤委員の2人が立ち会い、中村次長から説明を受けた後、代理人〇〇〇〇からも説明を受けました。すでに住宅も含めて全部売買が終わり、若干残っている畑等がありましたが、雑種地になっていて、これを駐車場として使いたいという旨でありました。隣も全部雑種地、

また住宅も建っておりますので、問題なしということで見てまいりましたので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明をさせていただきます。今月は、賃貸借の設定が23件、売買案件が1件、合わせて24件でございます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1から、賃借権の設定でございますが、説明をさせていただきます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,790平米、期間は4年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担、新規の設定でございます。

以降、番号23番までが賃借権の設定でございます。

それでは、番号24番を御覧ください。こちらは売買の案件となります。番号24番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計4,825平米、利用権の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明(省略)

説明は以上です。

近藤副参事

続きまして、ここから農地中間管理事業の利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、賃貸借42件です。

それでは、番号25番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,334平米、利用権等の種別が賃貸権の設定、期間が10年間、借賃が10ア

ール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号26番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号25番と同様でございます。

ここから33ページ、番号66番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号10番について審議いたします。板垣委員、関連議案でありますので、退席を願います。

(11番 板垣栄一君退席)

石山会長

それでは、議案番号10番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号10番、承認することに決定いたしました。

(11番 板垣栄一君着席)

石山会長

議案番号10番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号20番を審議いたします。議席番号7番、議席番号16番、議席番号19番のお三方、議事に参与できませんので、退席を願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

それでは、議案番号20番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号20番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

議案番号20番につき承認することに決定いたしました。

続いて、議案番号23番につき審議をいたします。議席番号16番、加藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(16番 加藤孝平君退席)

石山会長

議案番号23番、質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号23番、承認することに決定いたしました。

(16番 加藤孝平君着席)

石山会長

16番、加藤委員、議案番号23番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号24番につき審議をいたします。12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 船山 寛君退席)

石山会長

議案番号24番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号24番、承認することに決定いたします。

(12番 船山 寛君着席)

石山会長

船山委員、議案番号24番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号25番から66番につき審議いたします。議長である私、議事に参与できませんので、退席をします。その間職務代理者より議長をお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、議案番号25番から66番について審議いたします。質疑受け付けます。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

それでは、番号25番から66番まで、承認することに決定いたしました。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、25番から66番まで、承認することに決定いたしました。

石山会長

それでは、議事に参与できない部分で承認をいただいた案件を除く議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問。

12番、船山委員。

船山 寛委員

12番、船山ですけども、質問ではない、参考に分かったら教えてください。

番号3番で賃貸借ですけども、〇〇〇〇円と細かく出ているんですけども、これはどういう計算するところなるんですか。もし分かったら、幾らでもいいんですけども、ちょっとこっちで不思議に思ったもんですから。

園部副参事

申出書の関係で、申出人のほうから10アール当たりの賃借料につきましては〇〇〇〇円をお願いしたいということで記入がありまして、その関係でそのまま載せさせていただきました。

船山 寛委員

そうだと思いますけども、あまりにもその根拠が分からなかったもんですから。分かりました。

石山会長

船山委員、よろしいでしょうか。

船山 寛委員

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ほかに特にないようであります。議案第3号、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

その他について、議案として局長から説明願います。

高橋局長

皆様のお手元のほうに、村上市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてということで村上市農林水産課から構想の変更がありました。その内容について説明をさせていただきます。

本基本的な構想については、昨年9月に開催されました第3回の総会において、地域計画の実施に伴い、一部改正に対して回答をしております。このたびの変更につきましては、新潟県が令和6年3月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を一部変更しました。この関係から本市の基本的な構想についても一部変更が必要となったものです。

変更箇所につきましては、お手元の資料をめくっていただきますと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表があります。これが変更箇所になります。1ページ目は表紙の改正年月日の変更、2ページ目が第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積等に関する目標、その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標に記載されている集積目標年度、令和5年度を令和12年度に変更したものです。内容的には軽微な変更であり、特に問題はないかと思いますが、皆様のご意見がもしあるようであればお伺いしたいと思います。

以上です。

石山会長

ただいまの説明についてご意見、またご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、承認していただくことに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

村上市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、承認することに決

定いたしました。

その他について、議案として皆様方から何かあれば。

12番、船山委員。

船山 寛委員

12番、船山です。ただいま3条と5条案件の〇〇〇〇さんの件ですが、本人は〇〇集落を離れて〇〇へ引っ越すということでの財産処分となります。田や畑の農地については、調整が付きましたが、3条で出ました贈与については、集落内であり、荒らしておくに困るということで、隣接の所有者に、もらってほしいということで本人も再三お願いしたが、良い回答はいただけませんでした。どういう条件ならもらってもらえるか協議をしてきました。最終的に相続も全部やってくれればという条件で、相続費用を持ってもらってもらうことで了承してもらいました。また来月もう一件、同様の財産処分についてお願いされています。ほ場整備を推進する上で、価格交渉しながら処分していく予定です。このような案件がこれからも各地区で出てくると思われますので、ご協力をお願いします。

石山会長

特に審議する内容でなく、情報提供というふうに受け止めてよろしいですか。

船山 寛委員

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

事務局、ほかにありますか。ない。

休憩なしで、引き続き協議、連絡事項に入ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後2時18分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年5月24日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員

委 員